

平成19年5月2日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 信託協会

「信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 総論

- (1) 公開草案では、信託に係るこれまでの基本的会計処理が整理され、また、新信託法による新たな類型の信託等についての会計処理が明らかにされており、今後の実務に有用と考えられる。また、実務対応上の合理性の観点および信託事務処理の適正性の観点について、受託者の立場から見たとき、大きな違和感はなく歓迎する。
- (2) なお、(1)の整理であることから、各取引に具体的な会計処理を当てはめるに際しては、現状において実態に即して適切に行われているものであれば、現状の実務に変更を求めるものではないと理解しているが、その理解で良いか。

2. 開示例について

信託においては、子会社又は関連会社にはあたらないと判断される流動化の取引が通常であると考えられることから、開示例を示すことにより、かえって流動化目的の信託の利用者等に誤解を生じさせることにもなりかねないと思料されるため、開示例は削除した方が良いものとする。

以上